

令和7年度
大正区事業・業務計画書(素案)
抜粋版



令和6年8月
大正区役所

目次

番号	事業名	担当
1	区の政策決定に関する事務	総務課（庶務）
2	ICTリテラシーの向上や支援体制充実	総務課（庶務）
3	万博機運盛り上げ・ドイツ交流事業	総務課（庶務）
4	エリア価値の向上に向けた地域活性化事業	地域協働課（地域協働）
5	大正区コミュニティ育成事業	地域協働課（地域協働）
6	地域まちづくり実行委員会に対する支援事業	地域協働課（地域協働）
7	いざという時に備えた「自助」「共助」の推進	地域協働課（防災防犯）
8	地域防災力の向上にかかる「公助」の充実	地域協働課（防災防犯）
9	地域防犯・安全対策の推進	地域協働課（防災防犯）
10	窓口サービスの充実	窓口サービス課（住民登録・戸籍・保険年金）
11	窓口サービスにおける不適切事務の撲滅	窓口サービス課（住民登録・戸籍・保険年金）
12	日ごろの見守り活動の体制構築（地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）	保健福祉課（福祉）
13	高齢者が安心して生活できる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）	保健福祉課（介護）
14	がん・生活習慣病予防対策の推進	保健福祉課（健康づくり・保健活動）
15	食育の推進	保健福祉課（健康づくり）
16	就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）	保健福祉課（こども・教育）
17	小学校の適正配置	保健福祉課（こども・教育）
18	学習・登校サポート事業	保健福祉課（こども・教育）
19	民間事業者を活用した課外学習支援事業	保健福祉課（こども・教育）
20	適正な保護の実施	保健福祉課（生活支援）
21	生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上）に向けた研修の実施	保健福祉課（生活支援）

<p>目的</p>	<p>自律した自治体型区政運営の推進に向け、地域としての区の将来像や施策展開の方向性等をとりまとめた「大正区将来ビジョン」を中心に据え、区民にとって住みやすいまち大正の実現を図る。</p>		
<p>内容</p>	<p>「大正区将来ビジョン2025」で掲げるめざすべき将来像の実現に向け、単年度ごとのアクションプランとして「大正区事業・業務計画書」「運営方針」の策定および進捗管理の統括を行う。</p> <p>また、「大正区ビジョン2025」の振り返りを踏まえ、区政会議への議論、パブリックコメント実施を経て、新たな将来ビジョンを策定する。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>職員アンケートにて、大正区将来ビジョン2025、運営方針、事業・業務計画書について、内容を理解し業務に従事していると回答した職員の割合：98%以上</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度）97.7%</p>

《 参考 》

<p>中長期計画</p>	<p>大正区将来ビジョン2025</p>	<p>「市政改革プラン」等全市的な方針を踏まえ、大正区のまちづくりの基礎となる計画であり、年度ごとに作成する区運営方針や事業・業務計画書の目標設定の根拠となるもの 《計画期間》 令和5年度～令和7年度の3年間</p>
<p>短期計画</p>	<p>大正区運営方針</p>	<p>「区将来ビジョン」で示された方向性に沿って、単年度における施策の選択と集中の方針として、全市的に策定しているもの。 《計画期間》 単年度</p>
	<p>大正区事業・業務計画書</p>	<p>事業ごとに必要な事務を明確化し、日々進捗管理することや、実施事業の成果を最大限に引き出すことを目的として、大正区独自で策定しているもの。 《計画期間》 単年度</p>

目的	行政サービスDXに対応できるようICT化の取り組みを進めるとともに、区民のICTリテラシーの向上を図る。		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 本市においても、行政サービスDXに対応できるよう、ICT化の取り組みが進められているが、その利便性を向上させICTの利用を進めるためには、区民のICTリテラシーの向上が必要不可欠である。 区政がめざす姿（令和5～8年）、大阪市区役所DX計画に基づき、国や大阪府の事業を活用したスマートフォン教室を開催し、区民のICTリテラシー向上を図っていく。 国や大阪府の事業以外での、区民のICTリテラシー学習機会の増加を図るため、区独自のICT学習教室事業を検討する。 		
成果目標	受講者アンケートにおいて講座内容に満足したと回答した割合：90%以上	前年度	（令和5年度）78%

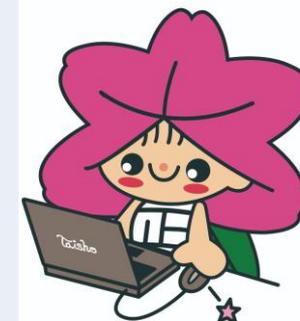
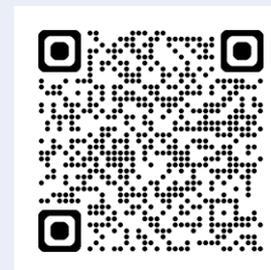


《 参考 》

大阪市区役所DX実行計画

本市は、令和5年3月に策定した「大阪市DX戦略」において、「仮想空間上に“市役所”（バーチャル市役所）を設け、24時間いつでもどこでも誰もが行政サービスを利用することができている」といった2040年の姿を掲げており、そのファーストステップとして、最も市民が利用する区役所を対象として取り組むこととしています。

そこで、区役所DXを確実に成し遂げることをめざして、「どのような区役所をめざすのか」、そのために「何に」「いつまでに」取り組むのか、といった具体的な実行計画を策定しました。計画に基づきDXの取組を着実に実行していくことで、市民の期待に応え、質の高い施策やサービスの提供を進めていきます。



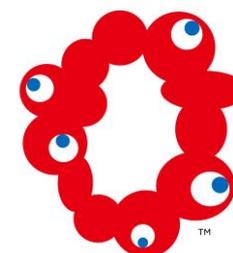
目的	2025年に開催される大阪・関西万博の成功とともに、万博を契機として大正区とゆかりのあるドイツとの交流を深め、これを万博のレガシーとして残していく。		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)大阪ウィーク」に出展する。 ・「万博国際交流プログラム」では令和6～7年度にかけて「①万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備運営に関わる者」、「②万博参加国・地域の関係者」、「③万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者」それぞれと住民が交流を行う必要がある。このプログラムに則りドイツとの交流を深め、万博の機運を盛り上げるため令和7年度は次の取組を行う。 ①万博会場において地域住民や小・中学生とドイツパビリオンに関わる方達との交流を図る。 ②ドイツの文化や歴史を紹介するセミナーを実施する。 ③小・中学校に日本博覧会協会関係者等を招き万博の意義等についての講演会を実施する。 		
成果目標	<p>区民意識調査で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万博に行ったと回答した割合：40%以上 ・大正区でドイツとの交流の取組を行っていることを知っていると感じた割合：50%以上 	前年度	—

《参考》

大正区とドイツの歴史的つながり

第1次世界大戦の折、全国に12か所設置されたドイツ軍の俘虜収容所の一つである「大阪俘虜収容所」が大正区の南恩加島にあったことから、大正区においては主に平成18～23年に、収容所跡地に面した公園に史跡碑の設置、「第九」の日本初演の指揮者が収容所にいたことをきっかけとした区民による「第九合唱」、ドイツセミナーの開催等のドイツとの友好の取組を実施してきました。

これらの取組をきっかけとして、ドイツに関連した地域活動は現在も一部で継続しており、万博開催を機にドイツと交流を深めるための様々な取組を行うことで、万博の機運盛り上げや地域活性化の推進をめざしています。



OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO
2025

目的	<p>大正区では人口が減少し、区内の事業所数も減少しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきている。</p> <p>この状況を鑑み、これから大正区が人々の注目を集め、大正区・地域に関わりたくなるまちとなるよう、地域活性化事業によるエリア価値の向上をめざす。</p>		
内容	<p>【TUGBOAT_TAISHO】運営事業 株式会社RETOWNが整備・運営する飲食店舗・宿泊施設等を有する施設。川と海をつなぎ、さらに水辺とまちをつなぐキーステーションとして観光客や内陸部の資源との連動や誘引を積極的に行い、水辺からまち全体を活性化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷の占用等にかかる行政手続きの支援 ・同所において開催するにぎわい創出イベントの広報協力 ・区内企業や地域等との連携について支援 ・集客状況、運営状況の把握（4半期に1回） <p>【大正トンボロマルシェ・Taishoさんぽ日和】 令和6年度に連携協定を締結した実施主体による「大正トンボロマルシェ」「Taishoさんぽ日和」等の実施に係る支援を行う。</p> <p>【実施主体への支援】 令和5年度に作成した「大正区エリア価値向上イベント等実施ガイド」の活用等により、新たな担い手となる実施主体の構築促進と、組織後も継続的にイベントが開催できるよう、外部専門家の活用を含む支援を実施する。</p> <p>【賑わい創出エリアの拡大】 これまで、水辺におけるにぎわい拠点創出として大正区の北部に位置する「TUGBOAT_TAISHO」の開業を皮切りに、中央では千島公園において「大正トンボロマルシェ」の実施を通してエリア価値向上を進めてきたが、これら以外の地域（主に千島公園より南のエリア）のポテンシャルを引き出すための取組みを実施し、賑わい創出エリアの拡大に繋げる。</p> <p>（支援の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な運営の主導、出店者募集、公園使用許可や火気使用に係る関係機関との調整、本市制度の活用、効果的な情報発信のノウハウ提供、テント等物品の貸出など ・継続実施が確定している「Taishoさんぽ日和」の実施主体との連携 ・立ち上がった新たな実施主体との連携（後援、協定締結など）を促進 <p>上記の事業について、必要に応じて各地域活動協議会や区政会議等において地域の意見を聴取し、当該意見を運営に反映する。</p>		
成果目標	<p>区民意識調査において、区の施策が都市活動の活性化とまちの活力の向上につながっていると感じる割合：75%以上</p>	前年度	（令和5年度）61.1%

目的

大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かし、地域団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等の様々な活動主体が地域活動に参画する仕組みを構築するとともに、持続可能なコミュニティ活動となるよう、地域コミュニティ同士のつながりをより一層強くする。
 また、多様な活動の主体と協働し、あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけをつくることで「自らの地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、住民主体のコミュニティの育成を図ることを目的とする。

内容

上記の目的を踏まえて、単にイベントとして開催するのではなく、区民等との協働型事業として、次の業務を実施する。

- (1) 大正区民まつり
- (2) スポーツの集い
- (3) 生涯学習フェスティバル ※こども教育グループ事業
- (4) 区民ギャラリー

各イベントの様子



実行委員会の様子



成果目標

区民意識調査において、地縁型団体が行っている行事やボランティア活動等、地域での活動に参加していると回答した割合：25%

前年度

(令和5年度) 21.3%

<p>目的</p>	<p>地域まちづくり実行委員会が準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、「地域防災」、「地域コミュニティ」の強化をはじめとする各地域の特性に即した課題の解決に向けた取組をより一層自律的に進めていけるよう、適切な支援を行う。</p>		
<p>内容</p>	<p>【財政的支援】 ・ 区長指定の活動分野における、各地域の自律的な地域活動および地域まちづくり実行委員会の運営に対し、地域活動協議会補助金を交付する。</p> <p>【機能的支援】 ・ 地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、中間支援組織を活用した積極的支援を行う。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>区民アンケート調査で、地域まちづくり実行委員会を知っていると回答した割合：60.5%</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度） 43.6%</p>

地域の運動会

高齢者食事サービス

<p>目的</p>	<p>気象災害や大規模地震などの様々な災害の発生に備え、大正区地域防災計画に基づく防災体制の構築を図るとともに、いざという時に、区民が「自分の身は自分で守る」ための取組の啓発や、各地域の自主防災組織による地区防災計画等の運用支援を進め、「自助」・「共助」の推進による地域防災力の向上を図る。</p>		
<p>内容</p>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <ol style="list-style-type: none"> ①自主防災組織と協働した個別避難計画の策定 ②津波避難ビル等の拡充、大阪府による地震津波被害想定の見直しを踏まえた「大正区津波避難マップ」の更新・全戸配布 ③地域災害対策本部における自律的な災害時避難所の開設・運営に対応した地域防災訓練に対する支援 ④自主防災組織による地区防災計画の継続的な改定支援 ⑤地域災害対策本部長・区役所連絡会の開催 </div> <div style="flex: 2;">  </div> </div>		
<p>成果目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①区民意識調査において、「災害に備えて、日頃から非常持ち出し品や非常備蓄品の準備、家族との連絡方法の確認など、自分自身を守る取組を行っている」と回答のあった割合：70% ②区民意識調査において、「津波の際にどの建物に避難するかを知っている」と回答のあった割合：70% 	<p>前年度</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①（令和5年度） 49.2% ②（令和5年度） 66.4%

8. 地域防災力の向上にかかる「公助」の充実

地域協働課（防災防犯）

目的	地域防災力のさらなる向上をめざし、「自助」・「共助」と連携した「公助」の充実に取り組むことにより、区民や職員の災害対応力の強化を図る。		
内容	<ul style="list-style-type: none">①橋梁歩道部(千歳橋・新木津川大橋・国道43号線)における津波避難施設の指定に向けた調整②医薬品等ローリングストックにかかる医薬品備蓄体制の拡大及び維持管理③津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（2次避難計画）の精度向上に向けた検討④令和6年能登半島地震災害など過去の災害と地域の実情を踏まえた災害時備蓄物資の調達⑤大正区総合防災訓練の実施（区役所、地域、小中学校、企業の参画）⑥直近参集者及び緊急区本部員による防災訓練の実施⑦地域災害対策本部（全地域）との情報伝達訓練（無線訓練）の実施⑧区ホームページや区広報紙、出前講座等の多様な媒体、手段を活用した防災啓発（大阪市防災アプリの活用促進を含む）		
成果目標	大正区総合防災訓練において区本部の各班の業務を理解できたと回答した職員の割合：前年度以上	前年度	（令和5年度）84.6%



《 参考 》

大阪市防災アプリ

大阪市では、災害時における的確で迅速な避難を支援し、避難に関する防災知識の普及を図るため、「大阪市防災アプリ」を提供しています。防災アプリでは、いざという時のための防災マップや防災情報のほか、日ごろから使える気象情報・雨雲レーダーも確認することができます。



<p>目的</p>	<p>区民や地域、企業、警察、その他関係団体との連携により、地域の防犯意識の向上および地域における自主防犯活動を推進し、大正区将来ビジョン2025に掲げる地域で支えあう安全なまち「大正」の実現をめざす。</p>								
<p>内容</p>	<p>①大正区安全・安心なまちづくりに関する協定書に基づく、防災スピーカー（防災行政無線）、青色防犯パトロール車両を活用した防災・防犯情報の周知 ②地域・学校・関係機関と連携した「こども110番の家」運動の実施 ③教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者及び地域等と連携した「大阪市通学路安全プログラム」による、通学路や横断歩道の点検などの安全対策の実施 ④大正警察と連携した「自転車マナーアップ」及び「特殊詐欺被害防止」にかかる啓発の実施</p>								
<p>成果目標</p>	<p>区民意識調査において、①こども110番の家の普及、②青色防犯パトロールカーによる巡回、③通学路の安全点検などの取組が「安全・安心なまちづくりに効果がある」と肯定的に感じている割合：各項目で前年度以上</p>	<p>前年度</p>	<table border="0"> <tr> <td>①（令和5年度）</td> <td>78.7%</td> </tr> <tr> <td>②（令和5年度）</td> <td>80.3%</td> </tr> <tr> <td>③（令和5年度）</td> <td>80.2%</td> </tr> </table>	①（令和5年度）	78.7%	②（令和5年度）	80.3%	③（令和5年度）	80.2%
①（令和5年度）	78.7%								
②（令和5年度）	80.3%								
③（令和5年度）	80.2%								



≪ 参考 ≫

「こども110番の家」

大阪市では、地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を確保するために、「こども110番の家」運動を推進しています。

この運動は、地域の協力家庭や店舗・事業所が「こども110番の家」のプレート等を掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めた際に保護することにより、こどもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

大正区では、区内10地域の受託団体が「こども110番の家」の新規拡充や現況調査等を行い、区役所がその結果をとりまとめ「こども110番の家マップ」を作成し、各小学校と新1年生にお届けしています。



10. 窓口サービスの充実

<p>目的</p>	<p>来庁者のニーズをふまえ、快適で利用しやすい区役所となるよう利用者の視点に立ったサービスの充実・提供を目的とする。</p>		
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民登録・印鑑登録・住居表示に関する事及び証明、就学、特別永住者、マイナンバーカードに関する事。 ・自動車臨時運行許可に関する事。市税に関する諸証明の発行に関する事。 ・戸籍関係届出、戸籍謄抄本・附票の写しの請求、埋火葬の許可申請に関する事。 ・国民健康保険の保険料納付・納付相談・減免・還付に関する事。 ・国民健康保険の加入・喪失・高額療養費等、後期高齢者医療制度、国民年金に関する事。 <p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の相談等、行政オンラインシステムを活用し事前予約制の実施。 ・窓口来庁者アンケートの実施することにより市民満足度を検証する。 ・区民意識調査を活用することにより、普段は区役所に来ることのない人の窓口におけるニーズを分析する。 ・区役所窓口の混雑緩和と利便性の向上を目的として、窓口の待ち人数と待ち時間をスマートフォン等で随時確認できるようにHPに窓口混雑状況を掲載する。 ・婚姻されたお二人が大正区によりいっそうの愛着を持っていただくため、オリジナル婚姻届使用の普及に努める。 ・窓口5S推進会議の開催と課題の抽出、検討、実行 ・金曜窓口延長及び日曜開庁の広報紙及びSNSを活用した広報 ・住民票等発行手数料のキャッシュレス化 ・待合スペースへの行政キオスク端末の設置 ・スマート申請の実施 ・申請書作成支援システムの導入 ・国産木材を使用した窓口サービス課の美装化 		
<p>成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者アンケートにおいて、市民満足度：前年実績を維持 ・金曜窓口延長の認知率：60%以上 ・日曜開庁の認知率：50%以上 	<p>前年度</p>	<p>(令和5年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度：90.5% ・金曜延長：50.6% ・日曜延長：39.8%



11. 窓口サービスにおける不適切事務の撲滅

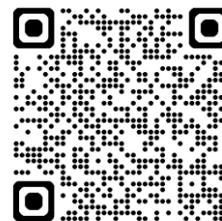
目的	<p>不適切な事務処理の発生を防ぎ、24区における事務レベルの底上げを図る必要がある。 (新・市政改革プランの取組方針、2業務改革の推進、3業務の効率化と質の向上の推進) 当区では、戸籍の不正閲覧や委託事業者による窓口手数料の着服等の不祥事が発生、国民健康保険については不適切な事務処理による保険料の徴収漏れが発生したため、二度と起こさないという決意のもと不適切事務を防止し、市民の信頼回復に努める。</p>		
内容	<ul style="list-style-type: none">・不適切事務が発生した際には、速やかに上司に報告し、組織で対応していく体制を築くため風通しの良い職場づくりに努める。・1か月の自身の業務を振り返り、不適切事務を防止するためのチェック項目について遵守できていたか確認するセルフチェックを毎月実施する。・不正閲覧防止対策として、年1回以上、アクセスログ調査(住民登録・戸籍・保険年金)を実施する。・他区で発生した不適切事務について、その都度検証及び周知を行う。・理解不足による不適切事務が発生しないよう担当者会議(5S会議等)を利用し職員一人ひとりが担当業務の習熟をはかる。・組織的な進捗管理体制の構築や事務処理方法の周知徹底、事務の標準化を進め、不適切事務を起こしにくい仕組みを構築する。		
成果目標	不適切事務の件数 0件	前年度	(令和5年度) 4件

≪ 参考 ≫

「新・市政改革プラン」

大阪市では、令和6~9年度を取組期間とする「新・市政改革プランー未来へつなぐ市政改革ー」を取りまとめました。

この新しい市政改革プランは、こうした考え方のもと、基本方針において6つの取組方針(1.DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、2.官民連携の推進、3.業務改革の推進、4.働き方改革、5.ニア・イズ・ベターの徹底、6.持続可能な行財政基盤の構築)を定め、これらの取組を進めることで「未来へつなぐ市政改革」の実現をめざすものです。



12. 日ごろの見守り活動の体制構築（地域における要援護者の見守りネットワークの強化＋地域の見守り体制づくりの推進）

保健福祉課（福祉）

<p>目的</p>	<p>支援が必要な高齢者や障がい者などの日ごろの見守り活動を地域で行える体制を構築する。</p>		
<p>内容</p>	<p>【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】（区CM自由経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大正区社会福祉協議会の「見守り相談室」により、①「要援護者情報」の整備・管理 ②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見を行う。 ・「地域見守り体制づくり推進事業」において配置する「見守り推進員」と連携し、支援を必要とする人の状況を把握する。 <p>【地域見守り体制づくり推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域に「見守り推進員」を配置し、地域住民の相談援助を通じて地域の見守り体制づくりを推進する。 ・「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」における「見守り相談室」と連携し、地域で得た要援護者の情報を共有する。 <p>【日ごろの見守り体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域に合った方法により体制の構築ができるように支援する（説明会等の開催等）。 ・日ごろの見守り活動を地域で行い、災害時の避難支援につなげる。 ・民間企業と連携した見守りの実施 		
<p>成果目標</p>	<p>区民意識調査において、要援護者の地域による日ごろの見守り活動が安心して暮らせるなまちにつながっていると感じると回答した割合：62%以上</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度）61.3%</p>



日ごろの見守り

13. 高齢者が安心して生活できる体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

保健福祉課（介護）

<p>目的</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要に応じて介護、福祉、保健、医療などの適切なサービスが包括的かつ継続的に提供されることをめざす。</p>		
<p>内容</p>	<p>【大正区役所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大正区地域包括支援センター運営協議会の事務局として、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑な運営を支援するために、センターの運営・評価に関することや、地域包括ケアシステム構築に関する課題等、その他の地域包括ケアに関することについて検討・協議を行う。 ・検討・協議した課題（地域ケア会議から見えてきた課題）について、地域福祉推進会議に報告することで施策の改善につなげる。 ・地域ケア会議から見えてきた課題への対応（支援の必要な高齢者が早期発見されていない課題が見えてきたため、早期に地域包括支援センターにつなぐために大正区内の事業所に協力依頼する。） ・区社協主催の地域支援会議「地域福祉課題の協議の場」に参画し、施策の改善につなげる。 ・地域包括支援センターの機能について区民への周知を図り、総合相談窓口としての機能を活性化させる。（SNS、広報紙、大阪市広報板等） <p>参考 【地域包括支援センターの主な事業・業務】（福祉局の委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族からの介護、福祉などに関する相談を総合的に受けるとともに、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。 ・高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供。 ・ケアマネジャーが孤立しないよう、一緒にケアマネジメント過程を振り返ったり、連絡会などを開催し、多機関との連携が行えるよう支援。 ・要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に対する介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを行う。 		<p>※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定</p>
<p>成果目標</p>	<p>区民意識調査において、「地域包括支援センターを知っている」と回答した割合：50%以上</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度）42.9%</p>

<p>目的</p>	<p>大正区民の平均寿命、健康寿命は大阪市と比べて短い。大正区の死因別死亡率第1位は、悪性新生物（がん）であり、生活習慣病（高血圧、糖尿病等）の有病者率は大阪市より高い状態にある。これらの疾患の要因となる生活習慣の改善と、早期発見、早期治療のための健診が重要である。</p> <p>正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、区民の健康増進・健康寿命の延伸に資することを目的とする。</p>	
<p>内容</p>	<p><u>1 普及啓発</u></p> <p>（1）区民ががんを含めた生活習慣病の予防のために正確な知識を学び、また、疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上を図ることを目的として、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんを含めた生活習慣病を予防する講演会を実施する。 ・がん・生活習慣病予防対策推進啓発リーフレットを作成し、区内全戸配布を行う。 ・小学校等で児童の母親向けの乳がん・子宮頸がん検診のリーフレット（健康情報ガイド）を作成・配付する。 ・広報紙・ホームページ・SNSを活用し、特定健診、がん検診の受診勧奨を適宜を行う。 ・「みんなの健康展」等区内イベントにおいて、がん検診の申し込み受付を行う等申し込み機会の拡充を図る。 <p>（2）特に禁煙、受動喫煙についての取り組みを強化するため、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー等のイベント時に血管年齢測定や肺年齢測定を活用し、参加者の健康状態を示しつつ、禁煙にかかる啓発を行う。 ・乳幼児健診時などの機会をとらえ「タバコについて」のリーフレット等を用い、直接、区民に対して啓発活動を行う。 <p><u>2 地域健康講座・健康相談</u></p> <p>あらゆる機会を捉えて、自ら課題解決に取り組めるよう、地域健康講座・健康相談を開催する。健診についての出前講座を作成し、他の出前講座を含めたオリジナルの出前講座の一覧表を作成し、周知する。出前講座の場で検診の申し込み受付を行う。</p> <p><u>3 訪問指導</u></p> <p>健康づくり・介護予防の観点から継続した支援を必要とする者に対し、訪問指導を実施する。また、生活習慣病の重症化予防のため保健指導を実施する。</p>	
<p>成果目標</p>	<p>①区民意識調査において、「自分や家族の健康維持・増進に取り組んでいる」と回答した割合：80%以上</p> <p>②区民意識調査において、たばこを吸っている方で「禁煙に関心がある」と答えた方の割合：前年度以上</p> <p>③がん検診受診者数：胃がん705人以上・大腸がん1,801人以上・肺がん1,426人以上・子宮頸がん663人以上・乳がん770人以上</p> <p>④特定健診受診率：30%</p> <p>⑤特定健診受診者の喫煙率：男性30%以下、女性10%以下</p>	<p>前年度</p> <p>①（令和5年度）75.7%</p> <p>②（令和5年度）72.2%</p> <p>③（令和4年度）胃がん545人（50歳以上）・大腸がん1,630人・肺がん1,303人・子宮頸がん659人・乳がん569人</p> <p>④（令和4年度）23.1%</p> <p>⑤（令和4年度）男性35.3%、女性12.0%</p>

目的	<p>生活習慣病やフレイルを予防するための食生活習慣の正しい知識の普及と行動変容に向けた取り組みを促し、すべての区民が心身ともに健康で生涯いきいきと暮らすことができるよう、食育基本法に基づき、大阪市でも市町村食育推進計画に取り組んでいる。</p> <p>大正区は、大阪市24区内でも生活習慣病の有病者割合は高い傾向であり、他の健康増進事業と組み合わせて、区民の健康寿命の延伸に向け、とりわけ若い世代を対象として食育推進の働きかけをする必要がある。加えて、全世代を対象として地域に密着した食育を推進するために、関係団体等との連携・協力をすすめる必要がある。</p>		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ネットワーク会議の開催 区役所保健福祉課単独での食育推進だけでなく、区民及び大正区勤務者等幅広く食育の推進を図れることを期待し、地域の食育関係団体や施設等と連携・協働する体制作りをし、幅広い年代を対象として地域ぐるみで食育を推進していく。 ・各種広報媒体による啓発 6月の食育月間、9月の大阪市朝食月間等を契機として広報紙、インターネット、ポスター等を媒体として、食育に関する情報を発信し、行動変容を促すよう啓発する。 ・食育講座の開催 とりわけ若い世代(胎児期～子育て世代)に対して食生活における行動変容を促すことができる実習を含む講座等を開催する。(青壮年期～高齢期については、がん・生活習慣病予防対策の推進事業、高齢者の健康増進事業、区民の健康増進及び健康づくりの人材育成事業等で食育を推進する。) ・食育展の開催 食育推進ネットワーク会議や関係団体等と連携し、食育をテーマとした展示会、キャンペーン等を開催し、区民への食育への関心を高める契機とする。 		
成果目標	区民意識調査において、食生活の改善に取り組んでいると回答した割合：45%以上	前年度	(令和5年度) 42.3%



食育講座

16. 就学前(4・5歳児) こどもサポートネット事業 (大正区版ネウボラ)

保健福祉課 (こども・教育)

<p>目的</p>	<p>大正区ではこどもの健康状態や生活状態の変化を把握することが、重大虐待の早期発見に有効的であると考え、現行の制度で不十分であった4・5歳児の状況を把握することを目的として、令和2年度から「就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業」を実施している。本事業においては、妊娠期から小学校へ切れ目のない支援につなぐ「大正区版ネウボラ」のしくみを構築し児童虐待の未然防止を図り、重大な児童虐待ゼロをめざしている。</p> <p>本事業を通じて、こどもの発達特性への保護者の関わりや家庭状況による児童への影響が「課題」として見えてきた。そのため、区内の保育施設等へ積極的なアウトリーチ(訪問支援)を行うことで、こどもや家庭の状況や変化をより把握する。さらに関係機関と連携し、早期対応・継続支援につながるよう、これまで以上に個別支援ケースへの取組を重点的に行うとともに、各保育施設等への子育て情報・相談窓口の広報や啓発活動を充実させ、「大正区版ネウボラ」のしくみの充実・強化をより一層図る。</p>	
<p>内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4・5歳児の保育所・幼稚園へ訪問し、こどもの健康状況・生活状況を把握することで、抱える課題を早期に発見する。その上で所属園ごとにスクリーニング会議 ii を4月～8月頃まで開催し、情報共有等連携強化を図り、支援を継続的に行う。 <ol style="list-style-type: none"> 発見の場の設置⇒区内全保育所(園)や幼稚園において、スクリーニング会議 i を実施。 発見ツールの導入⇒保育所(園)や幼稚園において全児童を対象にしてスクリーニングシートを作成。 情報共有会議の実施⇒次年度就学児童(世帯)についての情報共有を目的に就学予定小学校ごとに実施する。 区役所、保育所(園)や幼稚園等の支援機関による情報共有及び連携を強化しPDCAの実行。 <ol style="list-style-type: none"> スクリーニングシートによる課題抽出及びスクリーニング会議 ii による支援方針の策定(P)。 推進員及び保健師等による支援の実施(D)。 スクリーニング会議 ii による支援結果の検証(C)。 課題の再抽出及び支援方針の更新(A)。 区内保育施設等へ積極的にアウトリーチ(訪問支援)を行い、課題のあるこどもや家庭に対して、モニタリングを行うとともに、相談先の情報提供や支援につながりにくいケースのコーディネートを行い、適切な支援につなげる。 <p>【情報発信】 子育てに関する内容(具体的な相談先など)を情報発信 区民や園へ児童虐待防止の意識の向上</p>	
<p>成果目標</p>	<p>園ごとのスクリーニングにより把握された要支援児童を具体支援機関(園、保健師、小学校等)へつなぐ割合:100%</p>	<p>前年度 (令和5年度) スクリーニング会議 ii で検討した4・5歳児、151名に対し支援機関につないだ割合100%</p>

<p>目的</p>	<p>・本市では「大阪市教育振興基本計画」に基づき、全ての子どもたちが健やかに成長し、自己を確立して次代の社会を担うようになることをめざしている。子どもは集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができる。学校は子ども一人一人の資質や能力を大きく伸ばしていく責務を有しており、それを達成するには学校は一定の集団規模が望ましいと考えている。</p> <p>・現在、大阪市の児童数は減少傾向となっており、大正区においても同様の傾向がある。児童の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図るうえで、学校配置の適正化が大きな課題となっている。今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、子どもたちの教育環境の改善を図るための取り組みを進めていく必要がある。</p>		
<p>内容</p>	<p>子どもたちの教育環境の改善を図るため、条例で規定された適正配置対象校について学校再編整備計画（案）を作成し、必要に応じて学校適正配置検討会議を開催のうえ、地域、保護者、学校協議会委員等から意見聴取するとともに教育委員会事務局（学事課）と学校適正配置に向けた協議を行う。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>学校適正配置検討会議において、学校の適正配置について十分な議論が図られたと感じる委員の割合：60%以上</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度）未実施</p>

≪ 参考 ≫

大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針

子どもたちのより良い教育環境の確保と教育活動の充実を早期に実現させるためには、学校配置の適正化をより円滑に推進することが重要であるとして、平成26年3月に大阪市としての「学校配置の適正化の推進のための指針」を策定しました。

令和2年には、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を中心に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置適正化の基準と進め方について条例が公布されたため、指針を改正しました。



<p>目的</p>	<p>学校の授業以外に学習機会の少ない生活困窮家庭やひとり親家庭、不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒を対象に、学習や登校支援を行うとともに、学校でも家庭でもない「居場所」を設置し、一人ひとりの状況等に応じたきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援を行うことで、基礎学力の向上を図るとともに、貧困の連鎖を断ち切り、児童・生徒の生きる力を育み、さまざまな困難を乗り越え、社会的自立を促す。</p>		
<p>内容</p>	<p>貧困等により支援が必要な児童・生徒一人ひとりの状況に応じて、事業者によるきめ細かい学習サポートや登校に向けた支援及び学校・家庭以外の「居場所」の提供を行う。</p> <p>(1) 学校、保護者等との面談 こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容（家庭への支援、児童・生徒への支援）について、学校、保護者と面談等を行う。</p> <p>(2) 学習支援 個別を基本とし、状況に応じて家庭、学校施設等で児童・生徒へ学習支援を行い、貧困の連鎖を生まないための貧困対策に取り組む。</p> <p>(3) 登校支援等 不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着に向け登校支援を行う。</p> <p>(4) 居場所の提供 学校や家庭での支援が難しい生徒について、大正区役所内に設置する「居場所」において、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。 ※支援の進捗について、スクリーニング会議で報告を行う。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>①年度末実施のアンケートにおいて、事業に参加した児童・生徒が以前より学習内容が分かりやすくなったと感じる割合：80%以上 ②居場所（区役所に設置）での支援による、意欲の向上として、よく外出するようになったと感じる割合を80%以上、自分の気持ちや感情を表に出すことができるようになったと感じる割合を60%以上</p>	<p>前年度</p>	<p>①（令和5年度）76% ②（令和5年度）90%、80%</p>



目的	<p>本市では「全国学力・学習状況調査」及び「大阪市子どもの生活実態調査の結果」等から、課外学習時間の短さが課題として現れており、各学校内での取組みだけでなく、課外学習の充実が求められ、各区において課外学習支援事業が進められている。</p> <p>当区においても、これら課題解決に向け、生徒の基礎学力の向上及び学習習慣の形成を図るとともに、小学生に対しては学習を通じて学ぶ楽しさを実感できることを目的とする。</p>		
内容	<p>こどもの習熟の程度に応じたきめ細かい指導を行うなど、民間事業者の学習支援のノウハウを活用した放課後課外学習を実施する。実施にあたり、事業者に対して実施場所等を無償で提供し、また受講者の塾代負担の軽減を図るため、「大阪市塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とする。</p> <p>これらの取り組みについて、対象者への周知を図るとともに区民への認知度も高めていく。</p>		
成果目標	<p>参加者アンケートにおいて、小学生は参加前よりも学ぶことが楽しくなったと回答した割合：70%以上 中学生は学校の授業（国語・数学・英語）がわかるようになったと回答した割合：70%以上</p>	前年度	<p>（令和5年度） 小学生：67% 中学生：90%</p>

<p>目的</p>	<p>生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。</p> <p>本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を各区保健福祉センター所長に委任しており、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保健福祉センター所長が行政庁として保護の決定・実施の事務を行っている。</p>		
<p>内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の相談 生活保護制度の利用を希望される方に、生活保護制度の説明を行い、困窮の程度の聴取、各種社会保障施策等など他法他施策の活用について検討する。 2. 保護の決定 生活保護の申請をされた方に対し、以下の調査を実施し、保護の要否判定を行い決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等） ・預貯金、各種生命保険、不動産等の資産調査 ・扶養義務者に対する扶養（仕送り等の援助）の可否の調査 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査 ・就労の可能性についての調査 3. 保護費の支給 最低生活費から収入（年金や就労収入等）を控除した額を保護費として支給する。 臨時的に費用（扶助）が必要な場合に実施要領に基づき一時扶助費として支給する。 （口座払い：定例【月1回】・随時【支給決定の都度】、窓口払い：定例【月1回】 ・随時【月3回程度】、支出命令払い：請求の都度随時） 4. 保護世帯への訪問等による調査活動及び助言指導 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の置かれた状況に応じて、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行い、必要な助言や指導を行う。 ・就労の可能性のある者は、就労に向けた援助や指導を行う。 ・不正受給の疑いがある場合は調査を行い、徴収金等により保護費の返還を求めるとともに、適正な保護の実施のため指導や指示を行うことでこれらを防止する。 		
<p>成果目標</p>	<p>生活保護制度における自立（経済的自立・日常生活自立・社会生活自立）をめざす。そのうち、経済的自立については、社会的・経済的状況の変動にも左右されるが、一般世帯数（稼働年齢層世帯）の自立世帯数については前年度実績（36件）以上をめざす。</p>	<p>前年度</p>	<p>（令和5年度） 36件</p>



21. 生活保護担当職員のスキルアップ（職員の資質向上）に向けた研修の実施

保健福祉課（生活支援）

目的	<p>ケースワーカー（CW）・査察指導員（SV）は生活保護業務以外に他法他施策の知識を必要とするが、当区では経験の浅いCW・SVが多く、知識の習得が十分でないすべてのCW・SVが効率的な業務執行と被保護者に対し同等の適切な指導援助及び事務処理が行えるよう、業務の標準化・マニュアル化を行いスキルアップを図る。</p>			
内容	<p>①新任・配転者研修（メンター制度による研修） ②対象職員向け各専門研修（業務のスキルアップ） 福祉局主催生活保護担当職員研修への参加およびフィードバック ③地域包括支援センターと情報交換を行うなど、他部署との連携を図る。</p> 			
成果目標	<table border="1"><tr><td data-bbox="162 962 1232 1372"><p>①年度末には新任CWに事務等スキルの向上などを確認した理解度テストを行う。理解が不十分であった部分については、OJTを行っている先輩職員による確認や追加指導によりスキルアップをめざす。</p><p>②研修終了後のアンケートにおける対象職員全員の理解度が88点以上、満足度が5段階評価の4以上をめざす。</p></td><td data-bbox="1232 962 1367 1372">前年度</td><td data-bbox="1367 962 1879 1372"><p>（令和5年度）</p><p>①新任CW6人に理解度テストを3月に実施し、100点中、平均点は78点であり、誤りが多かった項目を重点的に先輩職員による再確認や追加指導等を行い、さらなるスキルアップをはかった。</p><p>②理解度は88点であり、満足度は5段階評価の4であった。</p></td></tr></table>	<p>①年度末には新任CWに事務等スキルの向上などを確認した理解度テストを行う。理解が不十分であった部分については、OJTを行っている先輩職員による確認や追加指導によりスキルアップをめざす。</p> <p>②研修終了後のアンケートにおける対象職員全員の理解度が88点以上、満足度が5段階評価の4以上をめざす。</p>	前年度	<p>（令和5年度）</p> <p>①新任CW6人に理解度テストを3月に実施し、100点中、平均点は78点であり、誤りが多かった項目を重点的に先輩職員による再確認や追加指導等を行い、さらなるスキルアップをはかった。</p> <p>②理解度は88点であり、満足度は5段階評価の4であった。</p>
<p>①年度末には新任CWに事務等スキルの向上などを確認した理解度テストを行う。理解が不十分であった部分については、OJTを行っている先輩職員による確認や追加指導によりスキルアップをめざす。</p> <p>②研修終了後のアンケートにおける対象職員全員の理解度が88点以上、満足度が5段階評価の4以上をめざす。</p>	前年度	<p>（令和5年度）</p> <p>①新任CW6人に理解度テストを3月に実施し、100点中、平均点は78点であり、誤りが多かった項目を重点的に先輩職員による再確認や追加指導等を行い、さらなるスキルアップをはかった。</p> <p>②理解度は88点であり、満足度は5段階評価の4であった。</p>		